⑵　⑴に基づき漁獲可能量に10千トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的許容漁獲量を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能量を変更することとする。

①　令和８管理年度又は令和９管理年度の漁獲可能量に10千トンを追加した場合

当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。

②　令和10管理年度以降のいずれかの年の漁獲可能量に10千トンを追加した場合

ア・イ　（略）

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　（略）

⑵　第４の５⑴の規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

第４の５⑴の規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあっては、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、⑴の規定に基づく配分を行う。

⑶　第４の５⑵①又は②アの規定に基づく漁獲可能量の差引きに係る配分

第４の５⑵①又は②アの規定に基づく差引きを行う場合にあっては、当該差引きを行う管理年度の前管理年度における⑵の漁獲可能量の追加に係る配分に基づく漁獲実績の比率に応じて、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分の配分から差し引く。

⑷　第４の５⑵②イの規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

第４の５⑵②イの規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあっては、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、⑴の規定に基づく配分を行う。

２　（略）

３　漁獲可能量の未利用分の繰越しについて

令和10管理年度以降は、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の５パーセントを上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

４　（略）

第７～第９　（略）

⑵　⑴に基づき漁獲可能量に１万トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的許容漁獲量を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能量を変更することとする。

①　令和３年（2021年）又は令和４年（2022年）の漁獲可能量に１万トンを追加した場合

当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。

②　令和５年（2023年）から令和13年（2031年）までのいずれかの年の漁獲可能量に１万トンを追加した場合

ア・イ　（略）

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　（略）

⑵　第４の４⑴の規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

第４の４⑴の規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあっては、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、⑴の規定に基づく配分を行う。

⑶　第４の４⑵①又は②アの規定に基づく漁獲可能量の差引きに係る配分

第４の４⑵①又は②アの規定に基づく差引きを行う場合にあっては、当該差引きを行う管理年度の前管理年度における⑵の漁獲可能量の追加に係る配分に基づく漁獲実績の比率に応じて、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分の配分から差し引く。

⑷　第４の４⑵②イの規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

第４の４⑵②イの規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあっては、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、⑴の規定に基づく配分を行う。

２　（略）

（新設）

３　（略）

第７～第９　（略）